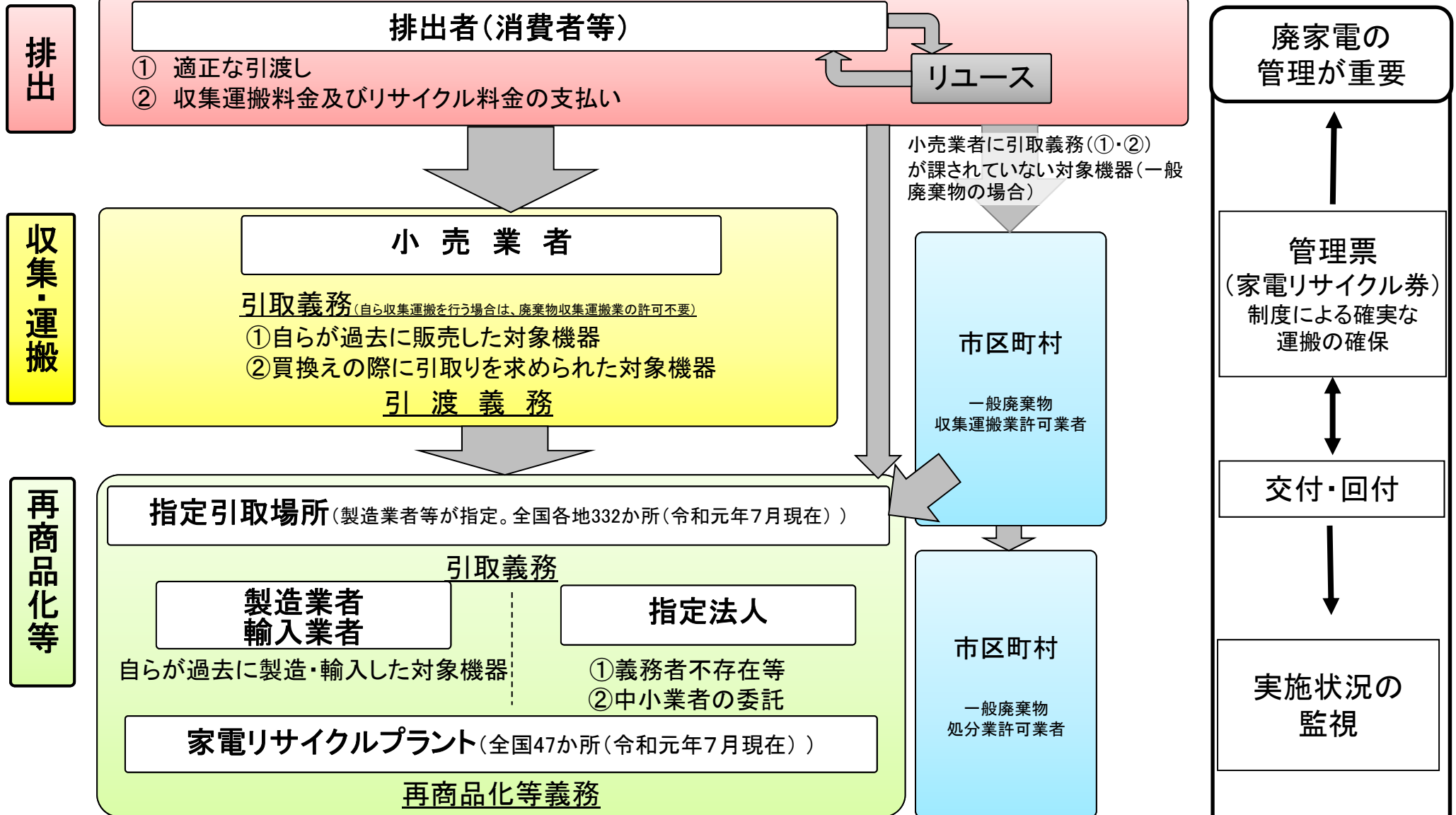


# 家電リサイクル法のポイント

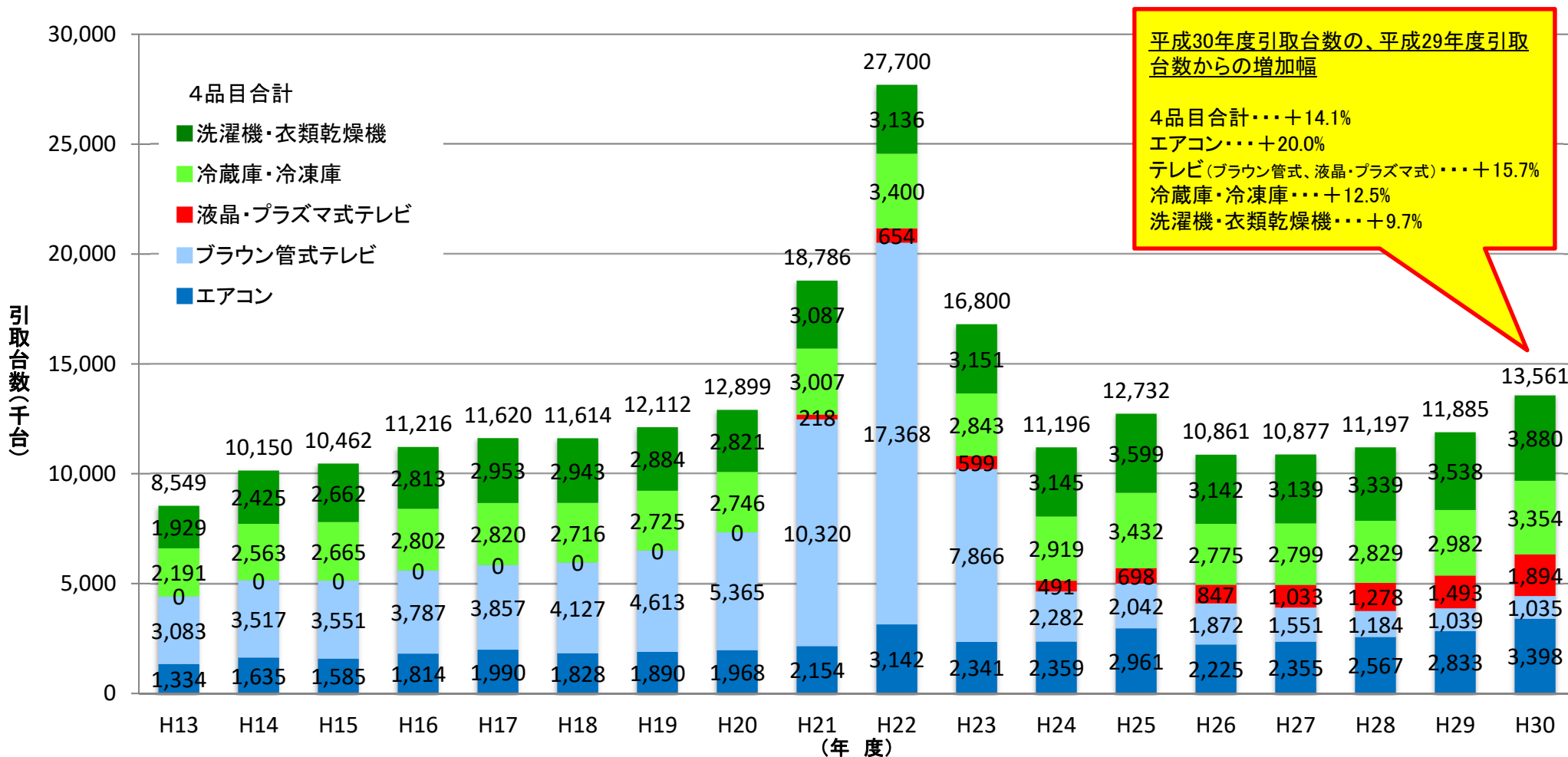
廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。家庭用のエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



# 家電リサイクル法に基づく指定引取場所における引取台数の推移

平成30年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、**約13,561千台となり、平成29年度に比べ約14.1%の増加**となった。特に、エアコンの引取台数については、約20%の増加となった。

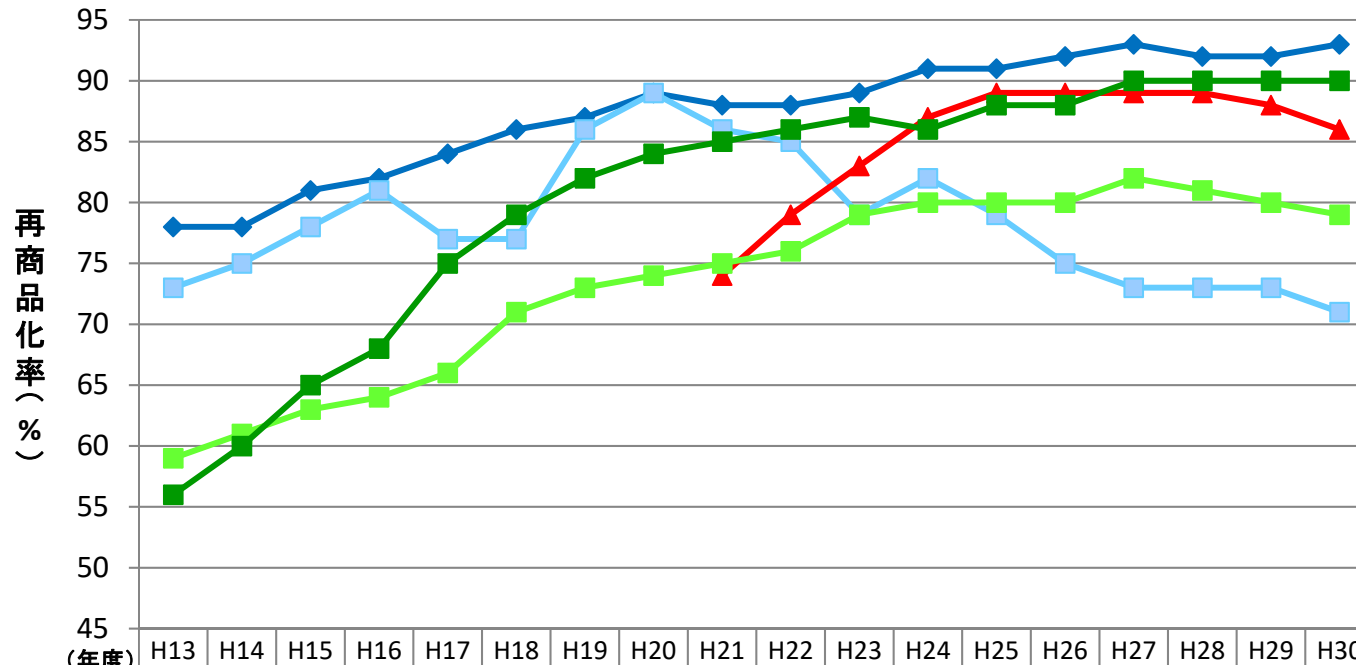
一年度における引取台数約13,561千台は、地上デジタル放送への移行等に伴いブラウン管式テレビの引取台数が増加した**平成21～23年度を除くと、家電リサイクル法施行後最多の台数**。



(注) 平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行(岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行)

# 製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、再商品化基準が義務付けられている。
- ◆ 平成30年度、品目別の再商品化率は、エアコンで93%、ブラウン管式テレビで71%、液晶式・プラズマ式テレビで86%、冷蔵庫・冷凍庫で79%、洗濯機・衣類乾燥機で90%となっており、いずれも、引き続き、法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



再商品化率 (%)	(年度)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(再商品化基準)
◆ エアコン		78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	93	92	92	93	60%(~H20),70%(H21~),80%(H27~)
■ ブラウン管式テレビ		73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	73	73	73	71	55%
▲ 液晶式・プラズマ式テレビ										74	79	83	87	89	89	89	89	88	86	50%(H21~),74%(H27~)
■ 冷蔵庫・冷凍庫		59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	82	81	80	79	50%(~H20),60%(H21~),70%(H27~)
■ 洗濯機・衣類乾燥機		56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	90	90	90	90	50%(~H20),65%(H21~),82%(H27~)

出典：平成29年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。